

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

事業名：東大阪市新斎苑整備事業

- ・「東大阪市新斎苑整備事業」の実施方針等について、令和8年9月4日までに寄せられた質問・意見への回答を公表します。
- ・質問及び意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・各質問・意見への回答は、現時点での東大阪市の考え方を示したものです。実施方針等の内容について加筆・修正を行う場合は、適宜、修正版等を提示し、最終的には、入札説明書等で提示しますのでご注意ください。
- ・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示が妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。

令和8年9月18日

東大阪市

■実施方針に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)		
1	実施方針	設計・建設業務 (新斎苑・公園等)	3	1	2	3	(1)		オ		公園等については設計業務及び建設業務が事業範囲とされていますが、工事監理業務は対象外との認識で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	維持管理及び運営 に係るもの	4	1	2	4	(2)				修繕費に関わるサービス対価の支払条件は平準化（期間均等支払）が必要でしょうか。突発的な修繕が発生した場合の支払条件はどのようになりますでしょうか。	前段・後段ともに、詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針	維持管理及び運営 に係るもの	4	1	2	4	(2)				維持管理・運営に係る光熱水費は市が負担するとの記載ですが、火葬炉使用燃料の都市ガスにつきましても、市にてご負担頂けるとの認識で宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	設計及び建設に係るもの	4	1	2	4	(1)				設計及び建設に係る対価について、各年度の出来高に応じて支払われる建設一時金及び本施設引渡し時に支払われる建設一時金の合計額は、設計及び建設に係る対価全体の何％程度を想定されていますでしょうか。応募者の借入の要否、借入額、資金調達費用及び提案価格の検討に大きく影響するため、現時点で想定されている交付金及び地方債の充当割合並びに割賦対象額の割合についても、併せてご教示ください。	前段については、入札公告時に示します。 後段については、現時点では未確定であるため、回答を控えます。
5	実施方針	設計及び建設に係るもの	4	1	2	4	(1)				建設一時金と割賦方式によって支払われるサービス対価の割合をご教示頂けませんか。また、「各年度に出来高部分に応じて部分払をし」とありますが、出来高部分に関しては全額を建設一時金として支払われる認識で宜しいでしょうか。	質問No. 4の回答を参照してください。
6	実施方針	設計及び建設に係るもの	4	1	2	4	(1)				「各年度に出来高部分に応じて部分払をし」とありますが、年間2回以上の支払をお願いできませんでしょうか。年1回の支払ですと、業務によっては建設期間中のローンが必要な場合があり、提案コスト増加に繋がります。	入札公告時に示します。
7	実施方針	設計及び建設に係るもの	4	1	2	4	(1)				出来高部分を全額支払われない場合、建設期間中のローンを利用する可能性があります。建設期間中の金利変動リスクの負担を発注者側でお願いできませんでしょうか。設計・建設期間が3年3カ月と比較的長期であるため、民間側で金利変動リスクをもつ場合は金利上昇リスク分を予備費でみる必要があります。発注者側でリスク負担頂くことで、提案金額の低減に繋がります。	入札公告時に示します。
8	実施方針	設計及び建設に係るもの	4	1	2	4	(1)				設計及び建設費について、「各年度に出来高部分に応じて部分払」と記載がありますが、既存施設の解体費用については、新斎苑の引渡しに先立って、解体完了後に支払う（一括または割賦）ことを検討いただけませんか。金融機関から調達する優先ローン額を抑え、ローンコストの縮減に繋がります。	入札公告時に示します。
9	実施方針	新斎苑	4	1	2	5	(1)				「既存施設（東部環境事業所）の機能移転後、解体撤去の着手を想定するが、機能移転が遅延した場合は解体撤去の着手も延期となる可能性がある。」と記載がありますが、解体撤去の着手が遅れた場合、維持管理・運営期間の終了は変更になりますでしょうか。	既存施設の機能移転が遅延し、解体撤去の着手が遅延した場合であっても、既存施設部分以外の施工が先行して実施され、新斎苑の建物が事業スケジュールに従って竣工した場合には、予定どおり令和13年4月に供用開始するものとし、維持管理・運営期間も変更しないものとします。
10	実施方針	新斎苑	4	1	2	5	(1)				東部環境事業所の機能移転が遅延し、既存施設の解体撤去又は新斎苑建設工事の着手が遅延した場合、当該遅延は市の責めに帰すべき事由として、市がリスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、当該遅延に起因して事業者が生じる待機費用、工事費の増額、物価変動による増加費用、資金調達費用、SPC維持費用その他の合理的な追加費用の負担区分及び供用開始時期の取扱いについてご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、合理的な追加費用については市の負担とします。供用開始時期については、質問No. 9の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)		
11	実施方針	新斎苑	4	1	2	5	(1)				既存施設解体撤去が令和11年4月以降（予定※）とあり、機能移転が遅延した場合は解体撤去の着手も延期となる可能性があります。その場合は、以降のスケジュールも延期になると考えてよろしいでしょうか。	質問No. 9の回答を参照してください。
12	実施方針	事業者の募集・選定スケジュール	6	2	2	1					「6月下旬に落札者の決定及び公表」、「8月上旬に特別目的会社との事業契約の仮契約締結」とありますが、特別目的会社の設立に関わる手続期間が短いと考えます。落札者の決定時期を早めることはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
13	実施方針	留意事項等	8	2	2	2	(3)	6)	イ		留意事項等 イに記載されており、事前に提出された質疑等の資料に記載されていない内容での対話は可能でしょうか。ご教示願います。	1社当たりの対話時間である60分以内に収まるのであれば可とします。
14	実施方針	留意事項等	8	2	2	2	(3)	6)	イ		事前に提出された質疑等の資料とありますが、個別対話には様式3-2確認事項リストとともに資料を添付して提出すると考えてよろしいでしょうか。	事前に提出された質疑等の資料とは、様式3-2を指します。
15	実施方針	留意事項等	8	2	2	2	(3)	6)	オ		個別対話で参加者から市への各種資料の提示は可とありますが、スクリーンに投影することは可能でしょうか。	参加者が持参したパソコンをモニターに接続（HDMI端子）し、各種資料を提示することは可とします。
16	実施方針	入札参加者の構成等	10 11	2	3	1			イ オ		「その他企業」が代表企業になることは可能でしょうか。	SPCへの出資比率及び議決権保有割合がそれぞれ出資者中最大であれば、可とします。
17	実施方針	入札参加者の資格要件	11	2	3	2					各実績要件において、「入札公告日から起算して過去10年間に履行を完了した」とありますが、履行完了日が当該10年間の範囲内であれば、履行開始日が当該期間より前である実績についても、実績要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	設計企業	11	2	3	2	(1)				設計企業（新斎苑）及び設計企業（公園等）は、設計共同企業体を組成する必要がありますでしょうか。	必ずしもその必要はありません。参加者の判断に委ねます。
19	実施方針	設計企業	11	2	3	2	(1)		イ		設計企業（公園等）について、企業要件及び業務実績要件は示されていますが、管理技術者、照査技術者その他の配置技術者に係る資格要件は、今後の募集要項等で別途示される予定でしょうか。現時点で想定されている資格要件及び配置要件がございましたらご教示ください。	設計業務（公園等）については、配置技術者の詳細な資格要件を設ける予定はありません。ただし、設計責任者は設計業務を行ううえで、技術上の管理を行うのに必要な経験を有する有能な技術者でなければなりません。一方で、照査技術者は設計業務の経験を有する有能な技術者でなければなりません。また、担当技術者は照査技術者を兼ねることはできません。要求水準書（案）を修正します。
20	実施方針	設計企業	11	2	3	2	(1)		イ	(ア)	市の入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）掲載企業であり登録業種が「造園」であることと記載されていますが「都市計画」まで拡大解釈可能でしょうか。	登録業種が「都市計画及び地方計画」の場合も可とします。実施方針を修正します。
21	実施方針	建設企業	12	2	3	2	(3)				建設企業（新斎苑）は登録業種「建築」、建設企業（公園等）は登録業種「土木」とされています。市の入札参加有資格者名簿（HPで公開されている令和8・9・10年度入札参加有資格者名簿）に記載のある登録区分に準拠することと間違いありませんか。（「土木」で登録されている企業は建設企業（新斎苑）の参加資格は満たさないということと間違いませんか。）また、登録上、いずれか一方の業種で登録されている企業が、共同企業体の構成員として他方の業務にも参画することは可能でしょうか。	本事業において、要件として定めている登録業種は第一希望に限定するものではありません。建設企業の場合は第二希望、設計及び工事監理企業の場合は第一希望以外で希望する業種として、指定業種が登録されていれば、要件を満たします。また、いずれか一方の業種で登録されている企業が他方の業務に参画することは可能ですが、少なくとも1者は指定の登録業種要件を満たす必要があるため、複数企業での実施が前提となります。

■実施方針に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)		
22	実施方針	火葬炉企業	13	2	3	2	(4)			(イ)	入札公告日から起算して過去10年間に履行を完了した1施設あたり10基以上の火葬炉の納入・設置実績（元請けに限る）を有することとありますが、PFI及びDBO事業での実績でも宜しいでしょうか。	可とします。
23	実施方針	維持管理企業	13	2	3	2	(6)			(イ)	「（イ）入札公告日から起算して過去10年間に、延床面積4,000㎡以上の公共施設の1年以上の維持管理業務の実績（元請けに限る。）を有すること。」とありますが、PFIなどでSPCから受託している業務実績の場合は、発注者との契約とSPCから受けている受託実績をもって実績とみなすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	運営企業	14	2	3	2	(7)			(イ)	「入札公告日から起算して過去10年間に、公共施設の事務（常勤・非常勤・派遣及び委託による従事を含む。）に係る1年以上の業務実績（元請けに限る。）を有すること。」とありますが、PFIなどでSPCから受託している業務実績の場合は、発注者との契約とSPCから受けている受託実績をもって実績とみなすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針	責任分担に関する基本的な考え方	18	3	1						各種申請手数料は市の負担でしょうか。	確認申請等の関係公署への手続きは事業者が行い、その手数料は事業者が負担するものとします。要求水準書（案）を修正します。
26	実施方針	リスク分担表（案）金利変動	19	3	3	2	16				基準金利確定日の翌日以降の金利変動について、事業者負担となっておりますが、15年の割賦期間について、5年毎などで、金利改定を設けていくことを検討頂けませんでしょうか。提案金額の低減に繋がります。昨今、建設費、人件費と共に、金利コストも上昇局面にあり、予定価格超過のリスクがあります。再入札となった場合に建築コストが更なる増加となるリスクもあるため、ご検討の程、宜しくお願い致します。	入札公告時に示します。
27	実施方針	リスク分担表（案）物価変動	19	3	3	2	17				物価変動に伴う事業者の負担費用の増減について、初回の物価変動に関する算出基準日については、提案書提出時との認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
28	実施方針	リスク分担表(案)物価変動	19	3	3	2	17 18				物価変動の起算日について、入札上限価格を算出したタイミングと物価改定の基準日を合わせて頂けませんでしょうか。一般的なPFI事業案件では、実勢の物価の上昇と指数の上昇率による物価変動が必ずしもリンクしておらず、更に昨今においては、資材価格、人件費ともに上昇傾向に在る為、民間側の取組ハードルが上がっております。幅広い提案が可能となる様、ご採用お願い致します。	質問No. 27の回答を参照してください。
29	実施方針	リスク分担表（案）調査費・設計費等の増大	20	3	3	2	33 34				P20 表 リスク分担表（案）（2/3）「設計」リスクの種類「調査費・設計費等の増大」（整理No.33）市の帰責事由、（整理No.34）事業者の帰責事由とは、それぞれ想定された事由がございましたらご教示願います。	例として、公募資料等から読み取ることのできない敷地条件等が事業開始後に明らかとなり、追加での調査・検討が必要となった場合の費用増大は整理No. 33、事業者の調査不足・設計ミスによって、追加での調査・検討が必要となった場合の費用増大は整理No. 34に該当することを想定しています。
30	実施方針	リスク分担表（案）	20	3	3	2					地中障害物、既存杭その他地下埋設物の撤去範囲及び残置条件をご教示ください。	既存杭の取扱については、要求水準書（案）P.65「第5 5.(3)①ウ」を参照してください。 その他地下埋設物については、法令等に基づき適正に処理するものとし、処理等に要する費用は、対象が市が提示した資料から合理的に予見できないものである場合、整理No. 40に該当するものとして、合理的な範囲で市が負担することを想定しています。要求水準書（案）を修正します。

■実施方針に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)		
31	実施方針	リスク分担表（案）※2	21	3	3	2					建設業務の物価変動に関して記載がございます。記載以外(インフレスライド等)のご対応は検討頂けますでしょうか。	入札公告時に示します。
32	実施方針	リスク分担表（案）※2	21	3	3	2					昨今の建設費用高騰に伴い、物価スライドの基準日はいつ時点からのお考えでしょうか。	質問No. 27の回答を参照してください。
33	実施方針	リスク分担表（案）※2・※3	21	3	3	2					「（※2） 建設業務では－1.5%以上＋1.5%以下の物価変動は事業者が負担」、「（※3） 維持管理・運営業務では規定する指標に基づき、－3%以上＋3%以下の物価変動は事業者が負担」と記載がありますが、近年、物価が高騰し、算出の元となる金額が高額になっている中では、1%でもかなりの金額になると考えます。「建設業務：－1.5%以上＋1.5%」、「維持管理・運営業務：－3%以上＋3%」の足切り基準の撤廃をお願いできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
34	実施方針	公園等	23	4	2		(2)				夜間照度と災害時照明の確保と記載があります。現状の照明の電気使用料が認知出来ておりません。提案により電気使用料が増加する可能性がありますでしょうか。	電気使用料増加の可能性は一定理解しつつ、事業者からの提案を踏まえ、本市との協議により決定します。
35	実施方針	公園等	23	4	2		(2)				視認性を確保した高木植栽の整理と記載があります。現状の木の間引きになって来ると思われますが 記念樹等は御座いませんか。	現状把握している範囲では無いものと認識していますが、現地調査の結果、疑義が生じた場合は、別途本市と協議してください。
36	実施方針	公園等	23	4	2		(2)				複合遊具等の整備と記載がありますが、公園の維持管理業務は今回含まれていないと理解しています。引き渡し後は市が安全性やメンテを行う予定でしょうか。また提案の遊具については施工者側で検討した遊具でよろしいですか。	前段についてはご理解のとおりです。後段について、遊具は維持管理上の観点より、原則国内製造品を求めます。要求水準書（案）を修正します。
37	実施方針	既存施設（解体）	23	4	2		(3)				敷地内には地上2階建ての建物が残置してありますが、地下には資料11にあるすべての杭が残っているのでしょうか。また基礎は残っているのでしょうか。杭や基礎が残っている場合は正確な位置と形状・仕様、深さをご教示ください。	地下には、基礎および「資料11」記載のすべての杭が残置されています（そのうち、既存施設分はp.3及び4）。杭の位置、形状・仕様、深さ等につきましては、「資料11」に記載の情報が本市の把握している全となります。
38	実施方針	既存施設（解体）	23	4	2		(3)				既存施設の解体工事に伴い、残置予定物等ございましたらお教えください。	特にありません。
39	実施方針	既存施設（解体）	23	4	2		(3)				入札公告前又は入札公告後、既存施設の現地調査（解体費算出のため）を行う機会を頂けますでしょうか。尚、その際は建設会社及び下請け会社等も含めての現地調査を必要と考えています。	入札公告後（1月上旬頃）に2回目の現地見学会を予定しておりますので、その際にご確認ください。下請企業等の同行も可とします。
40	実施方針	議会の議決	26	8	1						「債務負担行為の設定に関しては、東大阪市議会令和8年第4回定例会において議案を提出する予定」となりますが、入札公告時に予定価格は開示頂けるのでしょうか。	予定価格は入札公告時に示します。
41	実施方針	その他									予定価格及びVFM算定上の基準事業費について、今後の公表時期及び公表資料をお示しください。	質問No. 40の回答を参照してください。

■実施方針に関する意見への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								意見	回答
			頁	章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)		
1	実施方針	設計及び建設に係るもの	4	1	2	4	(1)				交付金及び地方債が適用可能な範囲についてお示しください。	実施方針に関する質問No. 4の回答を参照してください。
2	実施方針	設計企業	11	2	3	2	(1)		イ	(ア)	2. 3. 2. 入札参加者の資格要件 (1) 設計企業 イ (ア) について、設計企業 (公園等) の参加資格として、市の入札参加有資格者名簿 (測量・コンサルタント業務) における登録業種「造園」が求められています。当該業種の登録企業は限定的です。一般的に、都市施設の設計に必要な技術士の資格は、技術士 (建設部門-都市及び地方計画) や技術士 (総合技術監理部門-建設-都市及び地方計画) となり、「都市計画」の業種を選択している企業においても十分履行可能であると考えます。競争性の確保及び多様な提案の促進の観点から、登録業種を「造園又は都市計画」としていただくようお願いいたします。	実施方針に関する質問No. 20の回答を参照してください。
3	実施方針	設計企業	11	2	3	2	(1)		イ	(ア)	設計企業 (公園等) について、(ア) 市の入札参加有資格者名簿 (測量・コンサルタント業務) 登録業種であり、登録業種が「造園」であることとありますが、「造園」に限定せず、「都市計画及び地方計画」についても対象として認めていただきたく存じます。	実施方針に関する質問No. 20の回答を参照してください。
4	実施方針	設計企業	11	2	3	2	(1)		イ	(ア)	市の入札参加資格者名簿登録業種『造園』が必要と記載がございます。登録業種の幅を広げていただきたく、ご検討願います。	実施方針に関する質問No. 20の回答を参照してください。
5	実施方針	設計企業	11	2	3	2	(1)		イ	(イ)	設計企業 (公園等) について、(イ) 建設コンサルタント登録規程 (昭和52 年建設省告示第717 号) 第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録 (造園部門) を受けていることとありますが、「造園」のみに限定せず、「都市計画及び地方計画」についても対象として認めていただきたく存じます。	建設コンサルタント登録 (都市計画及び地方計画部門) も可とします。実施方針を修正します。
6	実施方針	リスク分担表 (案)	19	3	3	2					既存施設の機能移転が予定時期より遅延した場合、既存施設の解体・撤去工事の着手時期及びその後の事業工程に影響が生じる可能性があります。このため、機能移転の遅延に伴い生じる工期延長及び追加費用については、市の負担とする旨をリスク分担に明記することをご検討いただきますようお願いいたします。	具体的なリスク分担につきましては、入札公告時に示します。また、実施方針に関する質問No. 9及びNo. 10の回答も参照してください。
7	実施方針	リスク分担表 (案) ※3	21	3	3	2					適切なサービス水準及び事業の継続性を確保する観点から、物価変動に係る事業者負担範囲については、現行案の±3%からの縮小をご検討いただくとともに、改定に用いる指標、基準時点、改定周期及び累積変動の取扱いを入札公告時に明示していただきたいと考えます。	ご意見として承ります。
8	実施方針	その他									昨今のPFI案件においては、事業者の入札希望価額が予定価格を上回ってしまい不調となっている事例をよく目にします。本件についてはそのような事態を回避するべく余裕を持った予定価格の設定をお願い出来ますでしょうか。	ご意見として承ります。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)	ア		
1	要求水準書(案)	事業期間終了時の要求水準	3	1	6						予約システムを含むとありますが、既存の長瀬斎場との連携は不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合は長瀬斎場の予約システムの詳細を提示してください。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書(案)	事業期間終了時の要求水準	3	1	6						事業期間終了時の建築物、建築設備及び火葬炉設備については、2年以内の修繕又は更新が必要とならない状態とすることありますが、大規模修繕ではなく修繕という認識で問題ございませんでしょうか。またその場合どの程度の規模の修繕が該当しますでしょうか。	修繕の規模（日常修繕、中規模修繕、大規模修繕等）を限定するものではありません。 建築物、建築設備及び火葬炉設備の各部位・機器が有すべき機能・性能を保持しており、事業期間終了後の2年間に機能低下や故障に伴う修繕・更新が必要とならない状態を指します。 なお、状態の確認にあたっては、事業終了前に実施する引渡検査・性能確認において、劣化診断結果や修繕履歴等に基づき本市と事業者の協議のうえで判定するものとします。
3	要求水準書(案)	燃料等備蓄、災害時の対応	4	1	8					ウ	通常の火葬件数で3日間の連続火葬（12基×2回転/日×3日間）との記載ですが、24件/日以上提案をしました場合には、提案件数/日×3日間の対応が必要でしょうか。ご教示お願い致します。	必須の要求水準として担保を求める連続火葬能力は、記載のとおり「24件/日×3日間（計72件）」を満たすこととします。 したがって、24件/日を超える火葬件数を提案する場合であっても、一律に「提案件数/日×3日間」の連続火葬能力までを必須要件とはしません。
4	要求水準書(案)	燃料等備蓄、災害時の対応	4	1	8					ウ	「（12基×2回転/日×3日間）に対応できるよう、発電設備電源供給含め、火葬燃料の備蓄や必要物品等を常備すること。」とありますが、一方で要求水準p295.（火葬設備要件）→5.1火葬炉設備概要→②火葬炉主要機能→1）火葬時間等→「工、使用燃料都市ガスを基本とする。」とありますが、上記の火葬燃料の備蓄は都市ガス以外の燃料を使用する場合のみと認識してよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	ご理解のとおりです。
5	要求水準書(案)	燃料等備蓄、災害時の対応	4	1	8					ウ	災害時等で、都市ガスが遮断した場合の代替燃焼設備については事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書(案)	燃料等備蓄、災害時の対応	4	1	8					オ	災害時に「施設を一時的な避難機能として開放する。本対応に要する費用は委託費とは別に市が負担する」とありますが、負担いただく範囲をご教示お願い致します。例（人件費、物品、飲食品等）	災害時における施設開放に伴う市の費用負担範囲については、一律に定義するものではなく、契約締結後または災害発生時に本市と事業者との協議により決定するものとします。
7	要求水準書(案)	法令	4	1	11		(1)	①			都市公園法とありますが、今回どのような申請が必要かご教示ください。	都市公園法に準拠した整備内容を想定しております。 必要な申請等の手続きについては、提案される整備内容を踏まえて本市と協議のうえ、必要に応じて各種申請手続きを行うこととなります。
8	要求水準書(案)	新斎苑	10	2	4		(1)				東部環境事業所の機能移転が遅延し、既存施設の解体撤去又は新斎苑建設工事の着手が遅延した場合、工程変更及び供用開始時期はどのように取り扱われますでしょうか。また、当該遅延に起因して事業者が生じる待機費用、工事費の増額、物価変動による増加費用、資金調達費用、SPC維持費用その他の合理的な追加費用は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問No. 9及びNo. 10の回答を参照してください。
9	要求水準書(案)	公園等	12	2	6		(2)				「公園施設等に非常時照明」とありますが、公園施設等用に非常発電機を設置するという考えでよろしいでしょうか。	要求水準書（案）p.49「第4 2.2. (1) ③ 工」に記載のとおり、蓄電池内蔵型照明または太陽光発電式照明の設置を検討するとしてください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)	ア		
10	要求水準書(案)	施設整備の基本性能	14	3	2						項目「安全性」-「機能維持性」災害時の機能維持は災害応急対策活動に必要な施設の職員を対象人数として、周辺住民の避難受け入れは行わない。との解釈でよろしいでしょうか。	職員のみならず、周辺住民の一時避難の受け入れを想定した計画としてください。 災害時における機能維持の範囲（電源・給排水・衛生設備等の稼働範囲や対象人数）については、周辺環境や施設規模を勘案し、適切に提案してください。
11	要求水準書(案)	施設整備の基本性能	14	3	2						「迅速な災害応急対策に必要な情報収集及び伝達が行えるように防災行政無線等の通信・情報機能を確保する」とありますが、本工事は無線アンテナ用マスト、空配管及び電源のみでよろしいでしょうか。	あらためて防災行政無線の必要性を検討した結果、機器の設置を見送ることとしました。要求水準書（案）を修正します。
12	要求水準書(案)	施設整備の基本性能	14	3	2						「迅速な災害応急対策に必要な情報収集及び伝達が行えるように防災行政無線等の通信・情報機能を確保する。」とありますが、行政防災無線の仕様（マストの長さ・本数、機器の電源容量、アンテナの大きさ及び荷重、本数等）をご教示ください。	質問No. 11の回答を参照してください。
13	要求水準書(案)	施設整備の基本性能	14	3	2						「施設利用者のプライバシー、セキュリティを防犯カメラ設置等で確保する。駐車場含め周辺の監視、建屋内にも適宜カメラを設置する」とありますが、公園も含まれるのかご教示ください。	防犯カメラ等の設置対象は新斎苑敷地（建屋内および駐車場等）であり、公園等は含まれません。
14	要求水準書(案)	施設整備の基本性能	14	3	2						「社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保する」とありますが、想定される用途をご教示ください。	本市として特定の将来用途を指定・限定するものではありません。
15	要求水準書(案)	施設整備の基本性能	14	3	2						「社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保する」とありますが、受変電設備の変圧器容量の変更等には将来スペースを見込むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書(案)	施設整備の基本性能	14	3	2						「社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保する」とありますが、発電機設備の発電量の変更等には増える場合は増設スペースを見込み、また、減る場合は更新までは既存のままでもよろしいでしょうか。	発電機設備のフレキシビリティについては、本事業における事業者の計画・提案によるものとします。 なお、途中で負荷が減少した場合に、更新時期を待たずに機器を更新することまでを求めるものではありません。
17	要求水準書(案)	付加機能ゾーン （一般開放）	15	3	3	1	(1)	①	2)	ア	マンホールトイレ・かまどベンチ等ハザードマップを基準と考えて宜しいでしょうか。直近の水害を見ると今回の敷地での使用ができない可能性がございます。水害以外での使用として考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。マンホールトイレやかまどベンチ等については、水害時ではなく、主に地震災害等を想定した設備として計画してください。
18	要求水準書(案)	付加機能ゾーン （一般開放）	15	3	3	1	(1)	①	2)	ア	「周辺住民が一時避難できる防災広場（緊急避難箇所）を計画すること。なお災害時に避難者を収容して安全確保を図るため」と記載ありますが、災害時の避難者受け入れ想定人数をご教示願います。	現時点で想定している受け入れ人数は特にありません。ただし、最大避難可能人数としては、有効面積約1㎡につき1人を見込んでいます。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)	ア		
19	要求水準書(案)	施設配置計画	15	3	3	1	(1)	②		ウ	河岸侵食エリアの範囲を事業区域測量図上に明示いただけないでしょうか。当該範囲について、建物配置を避けることが必須か、構造的対策等による配置提案も認められるかをご教示ください。併せて、庇・車寄せ・設備・擁壁・地下構造物等への適用範囲を明示ください。	河岸侵食エリアの範囲につきましては、本市が公表しているハザードマップを参照してください。市から測量図等への範囲の明示は行いません。当該範囲への建築物（庇・車寄せ・地下構造物等を含む）および設備の配置の可否や、必要となる構造的対策（洗掘対策、基礎・擁壁の仕様等）については、ハザードマップの想定を踏まえ、施設の安全性および機能維持性を十分に確保できる合理的な計画を民間事業者において検討・提案してください。
20	要求水準書(案)	植栽	17	3	3	1	(3)	②		ウ	供用開始時において生垣が機能を発揮するまでの間、フェンス、目隠しパネル等の補完措置を講じる事と記載がございます。将来生垣とフェンス等の併用予定で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
21	要求水準書(案)	インフラ整備計画	18	3	3	1	(4)				事業用地内の排水施設及び雨水抑制施設の既設管への接続条件、整備範囲並びに関係者協議の状況をご教示ください。	現在協議中です。入札公告時に示します。
22	要求水準書(案)	施設構成	21	3	4		(1)				多目的室や地域交流室で通夜を行う予定はありますか。	いずれの諸室においても、通夜を行うことは想定しておりません。地域交流室は地域利用等を目的とした諸室であり、多目的室は小規模な儀式やお別れの場等としての利用を想定しています。
23	要求水準書(案)	告別収骨室	22	3	4		(3)	①	3)	オ	遺族が柩を囲み、最後のお別れができることとの記載ですが、「拝顔」は実施されるお考えでしょうか。ご教示お願い致します。	拝顔の実施は想定しておりません。
24	要求水準書(案)	残灰保管庫	23	3	4		(3)	②	5)	ウ	集積した残骨灰・集じん灰を一時保管できる場所を設けること。との記載ですが、搬出頻度や保管面積等は提案で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	安置室	24	3	4		(3)	②	7)		ご遺体の安置は、火葬当日だけでしょくか。又、安置室の利用時間は開場時間のみで、当日の火葬件数にて受け入れ時間を葬祭事業者との調整との認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	身元不明者や火葬需要の逼迫による一時的なご遺体の安置の可能性もあるため、火葬当日に限るものではありません。安置室の利用時間及び受け入れ時間については、ご理解のとおりです。
26	要求水準書(案)	安置室	24	3	4		(3)	②	7)	ア	「遺体1体分の保冷库（柩ごと入庫できるもの）を2庫設置すること。」とありますが、1庫で2体収める事ができる保冷库であれば1庫でもよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書(案)	安置室	24	3	4		(3)	②	7)	ア	遺体1体分の保冷库を2庫設置とありますが、設置スペースを縮減するため、遺体2体分を入庫できる上下2段式の保冷库を1庫設置する仕様の提案はよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書(案)	安置室	24	3	4		(3)	②	7)	ウ	霊安室とは安置室のことでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（案）を修正します。
29	要求水準書(案)	安置室	24	3	4		(3)	②	7)	ウ	屋外から霊安室、霊安室から告別室…とありますが、霊安室は安置室との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 28の回答を参照してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)	ア		
30	要求水準書(案)	待合ロビー	24	3	4		(4)		1)	イ	「待合ロビーの面積は事業者提案」とありますが、待合室の貸出は有料、無料の何れでしょうか。待合室の使用料の有無により待合ロビーの必要面積も変わると思うので確認いたします。	待合室は有料を想定しております。これを踏まえ、火葬および式場利用者の動線や滞留を考慮した待合ロビーの面積を提案してください。
31	要求水準書(案)	多目的室	25	3	4		(4)		3)	ア	通夜式での利用は無しとの認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	質問No. 22の回答を参照してください。
32	要求水準書(案)	多目的室	25	3	4		(4)		3)	イ	「大規模災害発生時の対応スペースとしても利用できる計画」とありますが、遺体一時置場等の想定されている内容をご教示ください。	具体的な運用形態や想定用途は民間事業者の提案によるものとします。
33	要求水準書(案)	多目的室	25	3	4		(4)		3)	ア	多目的1室を設けることとありますが、1回/1日利用との認識で宜しいでしょうか。	具体的な運用形態や想定用途は民間事業者の提案によるものとします。
34	要求水準書(案)	救護室	26	3	4		(4)		9)		職員呼出しボタンが必要かご教示ください。	常設設備としての設置は必須としません。救護室の利用時における体調不良者への対応・見守り体制（職員の定期巡回、付添い、必要に応じた連絡手段の確保等）については、事業者の運営提案によるものとします。
35	要求水準書(案)	火葬炉主要機能	29	3	5	1	(3)	②			火葬炉設備仕様を決める燃烧計算の諸条件は、特定非営利活動法人・日本環境斎苑協会の「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂新版-」から引用してよろしいでしょうか。	差し支えありません。特定非営利活動法人日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」の諸条件を準拠・引用の上、燃烧計算および設備仕様を検討してください。
36	要求水準書(案)	排ガス冷却器	35	3	5	3	(8)	①		ウ	排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないようバグフィルタ等の後段に触媒装置などの設置を行うこととありますが、過去の環境基準の実績等で設置の有無は事業者提案で問題ないと考えますが触媒装置などの設置は必須でしょうか。	必須とはいいたしません。排ガス冷却に熱交換器を採用する場合であっても、要求水準書に定める排ガス自主基準値（ダイオキシン類濃度等）を確実に遵守できる性能および同等施設での採用実績等が確認できる場合は、触媒装置を設けない提案も可とします。
37	要求水準書(案)	柩運搬車	37	3	5	3	(10)	④		ウ	柩の安置が容易に行える装置を備えることとありますが、37頁の5.3.(10).④柩運搬車のウにて、炉内台車上に柩の安置が容易に行える装置を備えるものと同様の記載があります。ここで示す装置は、柩運搬車に具備するものとして提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書(案)	中央監視制御装置	38	3	5	4	(2)	④		カ	各種センサーの設置位置については事業者に委ねる、とありますが、火葬時間や公害防止に係る基準など、要求水準書で求める性能を満足することを大前提に、監視機器類や制御機器類の仕様は、火葬炉メーカーによる提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書(案)	主要機能	38	3	5	4	(2)	③	3)		③火葬炉現場操作盤の3)主要機能「自己診断機能」に記載の内容は、事業者の計装・制御項目により適宜追加・削除を行っても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書(案)	基本要件	41	3	6		(1)				各室設備一覧で室名「玄関ホール」とありますが、この場所は P21の諸室等名称で示される「エントランスホール」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（案）を修正します。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)	ア		
41	要求水準書(案)	基本要件	41	3	6		(1)				各室設備一覧で示されている「霊安室」は、P21の諸室等名称で示される「安置室」と理解すればよろしいでしょうか。	質問No. 28の回答を参照してください。
42	要求水準書(案)	基本要件	41	3	6		(1)				各室設備一覧では、P21の諸室等名称で示されている多目的室、会議室及び業者控室などについて、必要な設備が示されていない状況です。今後、追加でご提示いただけるのでしょうか。	各室設備一覧は主要な諸室の要件を示したものであり、追加の提示は行いません。 一覧に記載のない諸室に必要な設備につきましては、各諸室の利用目的に即して民間事業者の提案に委ねるものとします。
43	要求水準書(案)	電灯・コンセント設備	42	3	6		(2)	①		エ	「吹抜等高所にある器具に関しては、高寿命型器具の採用や自動昇降装置等にて容易に保守管理」とありますが、照明器具の光源がLEDとなり軽量のため昇降装置の製造を各社で行っていませんので、高所作業車の荷重に耐えられる床材に見直してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、見直して差し支えありません。 高所作業車の荷重に耐えうる床仕様（構造スラブおよび仕上げ材等）の選定や、作業車の搬入ルート等を適切に考慮した計画としてください。
44	要求水準書(案)	電灯・コンセント設備	42	3	6		(2)	①		オ	「高寿命型器具は補償期間を5年以上」とありますが、一般的なメーカーに確認した結果、カテゴリで高寿命型はないとの回答です。どちらのメーカーを想定されているかご教示ください。	特定のメーカーを想定したものではありません。 各照明器具メーカーにおいて、光源や電源等の保証期間が5年以上に設定されている一般的なLED照明器具等を対象として想定しています。 メーカーを問わず、要求水準を満たす製品を提案してください。
45	要求水準書(案)	発電設備	43	3	6		(2)	④		ウ	「太陽光発電設備は、余剰電力を蓄電し、停電等発生時においても稼働可能となるよう、自立運転等の防災機能を付加すること。必要設備が使用出来るよう蓄電池を設置すること」とありますが、必ず余剰電力を蓄電するシステムが必要かご教示ください。	要求水準書（案）P.43「第3 6.(2)④発電設備 ウ」の規定どおり、蓄電システムの設置が必要です。
46	要求水準書(案)	発電設備	43	3	6		(2)	④		ウ	「太陽光発電設備は、余剰電力を蓄電し、停電等発生時においても稼働可能となるよう、自立運転等の防災機能を付加すること。必要設備が使用出来るよう蓄電池を設置すること」とありますが、火葬が無い日に余剰電力が発生しない場合は蓄電池は不要と考えてよろしいでしょうか。	質問No. 45の回答を参照してください。
47	要求水準書(案)	発電設備	43	3	6		(2)	④		ウ	「太陽光発電設備は、余剰電力を蓄電し、停電等発生時においても稼働可能となるよう、自立運転等の防災機能を付加すること。必要設備が使用出来るよう蓄電池を設置すること」とありますが、発電量の想定をご提示ください。	発電設備の想定容量（発電量）は提示しません。民間事業者の提案によるものとします。 停電等の発生時において「必要設備」の自立運転が可能となるよう、蓄電池の容量や施設全体のエネルギー計画と整合を図ったうえで、適切な発電量を設定・提案してください。
48	要求水準書(案)	構内情報通信網設備	43	3	6		(2)	⑤			機器（HUB等）を含めて全て本工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書(案)	構内交換(電話)設備	43	3	6		(2)	⑥		ア	機器(電話機・電話主装置等)を含めて全て本工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書(案)	構内交換(電話)設備	43	3	6		(2)	⑥		ア	電話主装置との連動でPHS電話子機は不要と考えてよろしいでしょうか。また、必要な場合は台数もご教授ください。	PHS電話子機の設置を一律に義務付けるものではありません。 施設内における職員間の迅速な連絡体制の確保については、構内PHSに限定せず、スマートフォン（内線化）、インカム、トランシーバー等の採用も含め、想定する職員配置や業務動線、運営計画に即した民間事業者の提案によるものとします。 必要な子機（端末）等の台数についても、提案する運営体制に応じて事業者において適切に設定・提案してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)	ア		
51	要求水準書(案)	放送設備	43	3	6		(2)	⑧		イ	関係法令で非常用放送が不要な場合は業務用放送とし、自火報との連動は無しと考えてよろしいでしょうか。	関係法令（消防法等）上、非常用放送設備の設置義務が生じない場合において、業務用放送設備とすることは差し支えありません。ただし、火災発生時に火災警報や避難誘導のアナウンスが確実に伝達されるよう、自動火災報知設備との連動（BGM等の自動遮断機能等）を考慮した計画としてください。 なお、具体的な連動の要否やシステム構成等の詳細については、契約締結後の設計段階において所轄消防署と協議を行い、その指導および施設計画等を踏まえて検討・決定するものとします。
52	要求水準書(案)	テレビ受信設備	43	3	6		(2)	⑩			一般停電及び災害時の停電時にはテレビ視聴は不要と考えてよろしいでしょうか。	停電時における視聴機能の維持を必須とするものではありません。災害時等の防災計画や電源供給計画の優先度を踏まえ、停電時にテレビへの電源供給を行うか否かについては、民間事業者の提案によるものとします。
53	要求水準書(案)	自動火災報知機設備	44	3	6		(2)	⑬		イ	「非常放送装置と連動した設備とすること」とありますが、放送設備は任意で非常用放送にする事を前提とされているのかご教示ください。	法令上不要な場合にまで、任意で非常用放送設備を設置することを必須とするものではありません。法令に基づき設置が必要な場合、または事業者の提案により非常用放送設備を設置する場合において、連動を行うものとします。
54	要求水準書(案)	駐車場管制設備	45	3	6		(3)	⑧			機械設備に記載がありますが、建築または電気設備の図面に含めてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。計画内容が適切に確認できるよう、建築設備または電気設備の図面に記載してください。
55	要求水準書(案)	ガス設備	46	3	6		(3)	⑩		ア	…や湯沸室…とありますが、湯沸室はどこの部門での設置を想定されておりますか。ご教授願います。	待合室（待合部門）および職員用諸室（管理部門）への設置を想定している「給湯スペース」となります。要求水準書（案）を修正します。
56	要求水準書(案)	予約の受付	46	3	7		(1)	①		ウ	火葬当日の予約受付は無しとの認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	ご理解のとおりです。現状の火葬予約は前日の16時までです。
57	要求水準書(案)	基本的な考え方	48	4	2	1				ア	資料8に示される撤去・新設の位置、数量及び仕様は参考であり、要求水準書の性能を満たす範囲で変更・既存施設の活用が可能と理解してよろしいでしょうか。必須の整備項目と、提案に委ねる項目を区分してご提示ください。	資料8の内容は参考であり、既存施設の機能における改良・維持を目的とし、要求水準書に定める性能・仕様等を満たす限りにおいて、変更や既存施設の有効活用を可とします。 なお、必須項目と提案項目の個別区分は行いませんので、要求水準書（案）の記載内容に基づき適切に検討・提案してください。
58	要求水準書(案)	夜間照度と災害時照明の確保	49	4	2	2	(1)	③			公園の外灯電源は別引込みではなく、新斎苑からの供給でよろしいでしょうか。また、新斎苑からの電源供給の場合は積算電力計の設置でよいかが教示ください。	公園の外灯電源は新斎苑からの供給ではなく、公園として別引込みによる独立した電源供給として計画してください。
59	要求水準書(案)	工程表	54	5	1		(4)	①		ア	開発許可手続きとありますが、都市計画決定した斎苑であれば開発不要ではないでしょうか。	雨水排水計画や敷地造成等の計画にあたっては、都市計画法の開発許可基準および本市の関連条例・指導要綱等に準拠する必要があり、これらに即した所定の手続き（開発協議等）を行っていただく必要があります。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)	ア		
60	要求水準書(案)	土壌汚染調査	56	5	2		(1)	②			形質変更時要届出区域において、市が提示した資料から合理的に予見できない汚染、埋設廃棄物又は追加措置が判明した場合の調査費、処理費、工程延長及びその他の追加費用の負担区分をご教示ください。	実施方針p.20「表 リスク分担表(案)」No.40より、市の負担とします。詳細は入札公告時に示します。
61	要求水準書(案)	周辺家屋調査	56	5	2		(1)	③			工事着手前、完了後に周辺家屋調査を実施することありますが、調査実施範囲をご提示頂けないでしょうか。	本市から特定の範囲の提示は行いません。 一般的な基準や採用する施工工法の影響予測等を踏まえ、合理的な調査範囲を民間事業者において設定・提案してください。 なお、最終的な調査対象範囲については、着工前の施工計画段階において本市と協議のうえ、確定するものとします。
62	要求水準書(案)	周辺家屋調査	56	5	2		(1)	③			周辺家屋調査の実施を要求されていますが、貴市が想定する調査範囲をお示し願います。	質問No.61の回答を参照してください。
63	要求水準書(案)	建設期間中の書類作成等	62	5	4		(3)	③	1)	イ	施工業務に解体業務がありますが、提出書類・設計業務等には解体設計がありません。解体工事の設計や工事費内訳書の作成は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P.65「第5.5.(3)① ア」にて、関連図面の作成などを規定しています。参照してください。
64	要求水準書(案)	調査・準備など	65	5	5		(3)	①		ウ	既存杭について、事業者の提案により、関係法令及び市との協議を踏まえて存置又は有効利用することは可能でしょうか。また、市が提示した資料と現地の杭位置、本数、仕様その他の条件が異なる場合に生じる追加調査、撤去及び設計変更等の費用負担区分をご教示ください。	既存杭の撤去範囲等は事業者提案によりますが、存置等の取扱いについては、要求水準書(案)P.65「第5.5.(3)① ウ」に記載のとおり廃棄物処理法等の関係法令を遵守のうえ、本市との協議により決定することとなります。有効利用を提案する場合も同様に法令適合性等の確保および本市との協議が必要です。 既存杭の撤去・処理等に関する費用は原則として本事業の費用範囲(事業者負担)に含まれます。提示資料と現地条件の相違に伴う予見不可な追加費用等の負担区分につきましては、実施方針p.20「表 リスク分担表(案)」No.40より、市の負担とします。詳細は入札公告時に示します。
65	要求水準書(案)	公害防止に係る基準	69	5	8		(2)				排ガス、悪臭、騒音、振動の検査は、全12炉を対象に夏季と冬季に分けて、供用開始から毎年15年間実施し報告するものと解釈しますが、よろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する意見No.2の回答を参照してください。
66	要求水準書(案)	公害防止に係る基準	69	5	8		(2)				竣工時の排ガス検査は、各排気筒について1回行うと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に「施設整備段階で十分な性能確認を行う」と定めているとおり、竣工時(引渡前の総合試運転等)の排ガス検査については、排気筒の構成(集合煙突等)にかかわらず、整備するすべての火葬炉(全12炉)を対象として、各炉が公害防止基準を満たしていることを確認してください。
67	要求水準書(案)	仕様	71	6	1		(1)	②		イ	事業期間内において建築物及び建築設備の大規模修繕は想定していないとされていますが、事業者の責めに帰さない事由により大規模修繕が必要となった場合の実施主体及び費用負担をご教示ください。また、火葬炉設備、排ガス処理設備等の更新について、市が直接発注又は別途費用負担することを想定しているものがございましたら、その対象及び判断基準をご教示ください。	前段については、明らかに事業者の責めに帰さない事由により大規模修繕が必要となった場合については、市と事業者の協議により取り扱いを決定するものとします。 後段については、市が直接発注又は別途費用負担する設備更新等は想定しておりません。事業期間中における火葬炉設備および排ガス処理設備等の修繕・更新に係る費用は、すべて本事業のサービス対価に含まれるものとして提案してください。
68	要求水準書(案)	業務概要	84	6	10		(1)				業務概要 残骨灰・集じん灰を適切に回収・保管との記載ですが、回収周期及び保管期間は提案で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)	ア		
69	要求水準書(案)	要求水準	84	6	10		(2)			ア	要求水準 残骨灰に含まれる有価物については、事業者の収入とせず、換金の上、その全額を市に返納することとの記載ですが、返納周期につきましてご教示お願い致します。	民間事業者が提案する残骨灰の処理計画や換金スケジュールに基づき、本市との協議により決定するものとします。
70	要求水準書(案)	要求水準	84	6	10		(2)			ウ	要求水準 集じん灰を搬出する場合は、ダイオキシン類濃度を定期的（夏季・冬季/年）に検査を行うこととの記載ですが、年度毎に夏季・冬季の検査月が異なっても宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	要求水準書（案）に関する意見No. 3の回答をご参照ください。
71	要求水準書(案)	要求水準	84	6	10		(2)			ア	残骨灰に含まれる有価物については、事業者の収入とはせず、換金の上、その全額を市に返還することとありますが、現在も実施されておられるのであれば、各年度の返金金額をご教授ください。	これまでは残骨灰の有価物換金を行っていないため、過年度の返還実績はありません。
72	要求水準書(案)	要求水準	84	6	11		(2)			エ	駐車場の利用可能時間は、市と協議の上で決定するとありますが、現状、朝何時から晩何時までを想定されておられるのでしょうか。	現時点での具体的な時間設定の想定はありません。 会葬者用駐車場と一般利用者用駐車場のゾーニング計画や、不法駐車・夜間の防犯対策等を考慮し、適切と考える利用可能時間および管理方法を民間事業者において検討・提案してください。 実際の運用時間は、その提案を踏まえて契約後の協議により決定します。
73	要求水準書(案)	火葬件数	88	7	1		(2)	②	4)		火葬件数 24件/日での火葬件数に、その他、死産児、病院検体遺体、胞衣及び身体の一部を含む認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	ご理解のとおりです。 火葬集中日避けるなど通常の火葬炉の稼働枠・空き時間等を適切に活用して対応する運用を想定しています。
74	要求水準書(案)	火葬件数	88	7	1		(2)	②	4)		火葬件数 病院検体遺体及び胞衣及び身体の一部火葬につきまして、過去3年間の受け入れ月実績及び件数をご教示お願い致します。	病院検体遺体は通常の火葬と同様に扱うため、個別の件数は把握していません。また、胞衣のみならず、1人の妊婦が分娩の際に排出する汚物一切を産汚物として取り扱うため、胞衣の件数も同様です。身体の一部の受け入れ月実績及び件数については、要求水準書（案）修正版と併せて公表します。
75	要求水準書(案)	要求水準	91	7	4		(2)			ア	「多目的室及び駐車場の使用料を徴収」とありますが、待合室は徴収不要（使用料なし）という理解で宜しいでしょうか。	質問No. 30の回答のとおり、待合室は有料を想定しておりますが、火葬許可書および斎場使用許可証の交付時に直接納付していただくため、収納代行業務には位置付けられません。
76	要求水準書(案)	要求水準	91	7	5		(2)			オ	要求水準 位牌の確認を行うこととありますが、その確認内容につきましてご教示お願い致します。	告別の儀式を厳粛かつ適正に執り行うため、火葬対象者（故人）の取り違い防止を主たる目的として、棺や火葬許可証等と位牌（戒名・俗名等）との照合・確認を行うことを想定しています。
77	要求水準書(案)	要求水準	93	7	8		(2)			シ	要求水準 死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。との記載ですが、死産児の収骨対応は何週目からの対応でしょうか。ご教示お願い致します。	本市では、死産児の火葬は妊娠13週以上24週未満が対象となります。
78	要求水準書(案)	要求水準	94	7	11		(2)			ア	要求水準 多目的室は直送等を執り行える場所の記載ですが、祭壇や焼香台等の葬祭仏具・備品は必要でしょうか。ご教示お願い致します。	多目的室専用として、固定的な祭壇や仏具等を常設する必要はありません。 直送等の小規模な儀式・お別れに必要な物品につきましては、告別収骨室等の備品（予備備品含む）の共用・流用や、収納・移動が容易な簡易備品の配備、または葬祭事業者の持込みによる運用を含め、民間事業者の提案によるものとします。
79	要求水準書(案)	引き取りを希望しない焼骨	95	7	12		(5)			ア	引き取りを希望しない焼骨については、適切な方法で取り扱うこととの記載ですが、遺族に誓約書を提出いただき、他の残骨と同様の適切な処理・埋葬との認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)	ア		
80	要求水準書(案)	付帯事業の実施者	100	10			(1)				付帯事業は構成員のいずれかが実施することとされていますが、当該構成員が責任主体となった上で、専門事業者への再委託又は第三者との業務提携により実施することは可能でしょうか。可能な場合の条件及び必要な手続をご教示ください。	事前に本市の承諾を得た場合については可とします。
81	【資料15】市が提案を期待する付帯事業について	想定条件	1	3							付帯事業の実施場所として地域交流室、付加機能ゾーンその他の市有施設を使用する場合、行政財産の目的外使用許可、施設使用料、賃料その他の負担は発生しますでしょうか。発生する場合は、適用する制度、算定方法及び減免の考え方をご教示ください。	要求水準書（案）p.101「第10（7）（8）（9）」を参照してください。
82	【資料6】インフラ整備現況図	電力設備配置図	2								P2 電力設備配置図 高圧電力引込み負担金は、本工事に含まないと考えてよろしいでしょうか。	高圧電力引込みに係る工事費負担金は無償となる見込みです。
83	【資料6】インフラ整備現況図	ガス導管埋設図	3								P3 ガス導管埋設図 中圧ガスが延伸予定と記載ありますが、工事着工時には整備済との認識でよろしいでしょうか。また延伸費用については、ガス会社負担として本事業費には含まないと考えてよろしいでしょうか。	前段について、整備完了の時期につきましては「工事着工時」に完了している前提ではなく、火葬炉の試運転時期等の施工工程を踏まえ、本市、事業者およびガス会社の協議により決定するものとします。後段について、中圧ガスの本管延伸費用については、ガス会社負担を想定しており、本事業の費用範囲には含みません。
84	【資料7】雨水抑制施設の検討	雨水抑制施設									資料に示されている約750立方メートルの雨水貯留容量は、事業者が遵守すべき確定条件でしょうか。関係機関との協議及び事業者が実施する解析等の結果に基づき、容量、構造又は配置を変更する提案は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所								意見	回答
			頁	章	節	項	(1)	①	1)			
1	要求水準書(案)	付加機能ゾーン (一般開放)	15	3	3	1	(1)	①	2)	ア	防災広場（緊急避難場所）の計画に関して、記載がございます。建設予定地のハザードマップを基準に検討してよろしいでしょうか。直近の災害は自治体が想定している数値を超えてしまう場合があり、どれが正しいとは言えません。しかしながら、過剰にするとコストに影響致します。市が出されているハザードマップの見解を教えてください。	防災広場の計画にあたっては、公表されているハザードマップを始めとして、その他防災情報等を勘案し、事業者において適切に検討・提案してください。
2	要求水準書(案)	公害防止に係る基準	69	5	8		(2)				運用期間においても全ての火葬炉について毎年1回以上の定期検査を実施すること。検査は夏季及び冬季に分けて実施するものとし、各回6炉を対象として排ガス、悪臭、騒音及び振動等の測定を行うこととありますが、実施するとなれば多額の費用が掛かることになります。12基の火葬炉は同種のものであるため、毎年1系列1炉分の測定で良いのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、適切な公害防止性能の維持と維持管理費用の合理化（経済性）の観点から、定期検査の対象炉数や実施頻度、測定方法等の取り扱いについて、入札公告に向けて検討します。
3	要求水準書(案)	要求水準	84	6	10		(2)			ウ	集じん灰を搬出する場合は、ダイオキシン類濃度を定期的（夏季・冬季/年）に検査を行うこととありますが、ダイオキシン類濃度については夏季・冬季による違いはないため、年1回の測定で良いのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、集じん灰に係る検査頻度の取り扱いについて、入札公告に向けて検討します。
4	【資料6】インフラ整備現況図	インフラ整備状況									水道水の現況図が添付されていません。共有して頂けますでしょうか。また、通信系は提案内容や必要に応じ、事業者側で調査及び引込み計画することで良いのでしょうか。	前段について、上下水道整備状況図に関する詳細な情報については、必要に応じて事業者自ら関係機関に資料請求等を行っていただきます。後段については、ご理解のとおりです。
5	【資料12】アスベスト調査結果	アスベスト調査結果									設備系において配管の記載はありますが、ダクトパッキン等他の設備部材には存在しないと考えてよろしいのでしょうか。	「資料12」に記載の情報が本市の把握している全となります。したがって、不明な部分については、事業者にて必要な調査、もしくは含有されているとみなすなど、適切に対応・処理してください。